

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 29 年 12 月 26 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	給水装置工事事業者の指定
処 分 権 者	水道事業の管理者の権限を行う町長
根 拠 規 定	美郷町水道事業給水条例第 7 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町水道事業給水条例第 7 条第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○美郷町水道事業給水条例 （工事の施行） 第 7 条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事（以下「給水装置工事」とい う。）は、管理者又は管理者が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定 給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2・3 略
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 30 日
備 考	
設 定 日	平成 29 年 12 月 26 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 29 年 12 月 26 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	料金、手数料等の減免
処 分 権 者	水道事業の管理者の権限を行う町長
根 拠 規 定	美郷町水道事業給水条例第 32 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町水道事業給水条例第 32 条 美郷町水道事業給水条例施行規程第 15 条
審 査 基 準	<p><input checked="" type="checkbox"/>設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p><input type="checkbox"/>美郷町水道事業給水条例 (料金、手数料等の減免) 第 32 条 天災地変又は避けられない事故及びその他の理由により、管理者が適当と認めるときは、料金のほかこの条例により納入すべき金額を減額し、又は免除することができる。</p> <p><input type="checkbox"/>美郷町水道事業給水条例施行規程 (料金等の減免) 第 15 条 条例第 32 条の規定により減額し、又は免除できる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち管理者が認めた者に対して行う。 (1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金 (2) 不可抗力による漏水に起因する料金 (3) その他管理者が公益上特別な理由があると認めたもの 2・3 略</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p><input type="checkbox"/>設定 <input checked="" type="checkbox"/>未設定</p> <p>事案ごとに裁量が異なるため、標準処理期間の設定は困難</p>
備 考	
設 定 日	平成 29 年 12 月 26 日